

大正大学大学院学則

令和6年4月1日施行

○大正大学大学院学則 (昭和26年4月5日認可)

改正	昭和29年4月1日	平成2年4月1日	平成14年4月1日	平成26年4月1日
	昭和31年4月1日	平成3年4月1日	平成15年4月1日	平成27年4月1日
	昭和51年4月1日	平成4年4月1日	平成16年4月1日	平成28年4月1日
	昭和53年4月1日	平成5年4月1日	平成17年4月1日	平成29年4月1日
	昭和57年4月1日	平成6年4月1日	平成18年4月1日	平成30年4月1日
	昭和58年4月1日	平成7年4月1日	平成19年4月1日	平成31年4月1日
	昭和59年4月1日	平成8年4月1日	平成20年4月1日	令和2年4月1日
	昭和60年4月1日	平成9年4月1日	平成21年4月1日	令和2年6月18日
	昭和61年4月1日	平成10年4月1日	平成22年4月1日	令和3年1月1日
	昭和62年4月1日	平成11年4月1日	平成23年4月1日	令和3年4月1日
	昭和63年4月1日	平成12年4月1日	平成24年4月1日	令和4年4月1日
	平成元年4月1日	平成13年4月1日	平成25年4月1日	令和5年4月1日
				令和6年4月1日

第1章 総則

第1条 本学大学院は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人格を陶冶し、文化の創造発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上と特色をより発揮し、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育・研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

第2条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第2条の3 本学大学院は、法令に基づき、教育研究活動等の状況について積極的に公表する。

2 自己点検・評価の結果の概要は原則として公表するものとする。

3 自己点検・評価に関する委員会は別に定める。

第3条 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い分野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度能力を養うこと

を目的とする。

- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 5 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 6 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。
- 7 本学大学院においては、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例（昼夜開講制）を実施するものとする。

第2章 研究科の組織及び学生定員

第4条 本学大学院に三研究科を設け、各研究科に次の専攻及び課程を置き、その入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程 (修士課程)		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
仏教学研究科	仏教学専攻	30	60	7	21
人間学研究科	社会福祉学専攻	5	10	—	—
	臨床心理学専攻	18	36	—	—
	人間科学専攻	3	6	—	—
	福祉・臨床心理学専攻	—	—	3	9
文学研究科	宗教学専攻	5	10	2	6
	史学専攻	10	20	2	6
	国文学専攻	3	6	2	6
合 計		74	148	16	48

2 研究科、専攻ごとの人材の養成及び教育研究に関する目的は別の規程に定める。

第3章 履修方法

第1節 博士前期課程（修士課程）

- 第5条** 各研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、別表(1)のとおりとする。
- 第6条** 履修方法は、各自の研究分野に従い、別表(1)に定める単位数を履修しなければならない。
- 2 教員の資格を得ようとする者は、別表(3)による授業科目を履修しなければならない。
- 第7条** 授業科目の選択にあたっては、指導教授の指示を受けなければならない。
- 2 指導教授が必要と認めたときは、他の研究科、専攻の授業科目を指定して履修させることができる。
- 第7条の2** 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議にもとづき、学生が履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。
- 第7条の3** 教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第7条の2により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- 第8条** 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について別表(1)に定める単位数を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文または研究成果報告書の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、大学が適当と認めた場合は、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を修了させることができる。
- 3 本学大学院学生が修士課程に4年以上在学し、なお未修了のときは、これを除籍する。ただし、退学の場合はこの限りでない。
- 4 前項による除籍は、学長が決定する。

第9条 学位論文は、指導教授を通じて、大学院研究科委員会（以下「当該研究科委員会」という。）に提出し、その審査並びに最終試験を受けなければならない。

- 2 提出の時期は、毎年12月又は大学が認めた場合は6月とし、その審査並びに最終試験を行う。

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目につき試問（筆答・口答）によって行う。

第2節 博士後期課程

第11条 各研究科に設置する博士後期課程の授業科目及びその配当単位数は、別表(2)のとおりとする。

第12条 履修方法は、各自の研究分野に従い、別表(2)に定める単位数を履修しなければならない。

第13条 授業科目の選択に当っては、指導教授の指示を受けなければならない。

- 2 指導教授は必要と認めたときは、所属の学生に対し、他の研究科の専攻の授業科目を指定して履修させることができる。

第14条 博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の授業科目について別表(1)・(2)に定める単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を修了した者、および第8条第1項のただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上博士課程に在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合は、博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者については、博士課程の3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を減じた期間）以上、在学すれば足りるものとする。

第15条 学位論文の提出は、博士後期課程の2年以上在学し、所定の単位数を修得見込みの者又は3年以上在学し、所定の授業科目12単位以上修得した者に限る。ただし、博士後期課程に在学し、優れた研究業績を上げた者として、当該研究科委員会で認めた場合には、この限りでない。

2 本学大学院学生が博士後期課程に6年以上在学し、未修了のときは、これを除籍する。ただし、退学の場合はこの限りでない。

3 前項による除籍は、学長が決定する。

第16条 学位論文は4部作成し、指導教授を通じて当該研究科委員会に提出し、その審査並びに最終試験を受けなければならない。

2 学位論文の審査並びに最終試験は論文受理後速やかに行う。

第17条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目につき試問（筆答・口答）によって行う。

第4章 課程修了の認定

第18条 履修科目については、試験を行う。

2 試験については、大正大学学則を準用する。

第19条 (削除)

第20条 授業科目の試験の成績は、AA・A・B・C・D・Z・Tの7種の評語をもって表し、AA・A・B・C・Tを合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位数を与える。

3 単位算定の基準は大正大学学則を準用する。

第21条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科委員会が選出した審査委員が行う。

第22条 修士課程並びに博士課程修了の認定は、当該研究科委員会が、審査委員会の報告に基づいて行う。

第5章 学位の授与

第23条 修士の学位は、第8条第1項の規定により合格した者に、当該研究科委員会の議を経て、以下の学位を授与する。

研究科名	専攻名	博士前期課程(修士課程)
		学位の名称
仏教学研究科	仏教学専攻	修士(仏教学)
人間学研究科	社会福祉学専攻	修士(社会福祉学)
	臨床心理学専攻	修士(臨床心理学)
	人間科学専攻	修士(人間科学)
文学研究科	宗教学専攻	修士(文学)
	史学専攻	修士(文学)
	国文学専攻	修士(文学)

第24条 博士の学位は、第14条の規定により合格した者に、当該研究科委員会の議を経て、以下の学位を授与する。

研究科名	専攻名	博士後期課程
		学位の名称
仏教学研究科	仏教学専攻	博士(仏教学)

人間学研究科	福祉・臨床心理学専攻	博士(人間学)
文学研究科	宗教学専攻	博士(文学)
	史学専攻	博士(文学)
	国文学専攻	博士(文学)

第25条 第14条の規定にかかわらず，博士後期課程を経ないで，博士の学位を請求する者については，博士後期課程を修了して学位を授与された者と同等以上の内容を有する論文を提出し，かつ専攻学術に関し，同様に広い学識と研究を指導する能力があると確認された場合に，博士の学位を授与することができる。

第26条 前条の規定により，学位を請求する者は，学位論文4部，予備審査申請書・要旨・履歴書，その他必要な書類及び審査料を添えて，学長に提出しなければならない。

2 審査料は別に定める。

第27条 前条の学位論文の受理は，当該研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第28条 第25条の規定による学位論文の審査は，第21条の規定を準用する。

2 外国語については，英語について試問を行う。

第29条 第25条の規定による論文の審査員は，1年以内に当該研究科委員会に審査報告書を提出しなければならない。ただし，当該研究科委員会の議を経て，学長がその期間を延長することができる。

第30条 本大学において，本章の規定により，博士の学位を授与したときは，その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を，大正大学学位規則に定めるところにより公表する。

第31条 本大学において，博士の学位を授与された者は，その論文の全文を，大正大学学位規則に定めるところにより公表しなければならない。

第32条 本大学において修士又は博士の学位を授与された者に，次の事実が判明したときは当該研究科委員会の議を経て，その学位を取消することができる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

- (2) 名誉を汚辱する行為があったとき

第6章 入学，退学，休学

第33条 入学の時期は，毎学年の始めとする。ただし，学年途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

第34条 本学大学院の修士課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，かつ入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において， 学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において，修業年限が3年以上の課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (10) 大学院において個別の入学資格審査により認められた22歳以上の者

第35条 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する資格を有し，かつ入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において，修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与

された者

- (4) 我が国において、外国の大学院相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- (7) 大学院において個別の入学資格審査により認められた24歳以上の者

第36条 入学志願者は、所定の書式に従い、入学願書、履歴書、最終出身大学長の卒業又は卒業見込証明書、学業成績証明書及び最近撮影の写真に所定の入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第37条 入学志願者については、学力、人物について考査する。

第38条 入学を許可された者は、本学所定の在学証書に保証人連署のうえ、誓約書及び学費等を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 前項の手続をしない者は、入学の許可を取消す。
- (2) 保証人は、保証対象の学生に関して大学が直接連絡をすることができる成年者であって、日本に居住している者とする。
- (3) 保証人の責務は、次のとおりとする。
 - ①本学の教育研究方針に協力し、保証対象の学生に勉学を努めさせること
 - ②学生の休学及び退学時に、その申請書に意思確認のため署名すること
 - ③保証対象の学生が本学に対して学費等の未納が生じた場合及び損害賠償義務その他の債務を負うに至った場合（本学の懲戒に関する細則に規定する懲戒事由に該当する行為に起因する場合を含む）、当該学生と連帯してその責任を負うこと。ただし、極度額は400万円とし、

いかなる場合にも同額を超える責任を負わないものとする。

- (4) 保証対象の学生に本学の懲戒事由に該当する行為があった場合及び学費未納等本学に対する債務が生じた場合には、本学は直接保証人へ通知することがある。

第39条 保証人が改姓又は転居したときは、直ちにその旨を届けなければならない。

- 2 保証人が死亡又はその資格を喪失した時は、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

第40条 病気その他の理由で、出席することができない者は、その理由を具し、保証人連署で願い出て、その許可を得て、休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願いには、医師の診断書を添えなければならない。

第41条 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、さらに、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。なお、海外留学による休学期間については別に定める。

- 2 休学者は学期の初めでなければ復学することができない。
3 休学期間中は、在学年数に算入しない。

第42条 病気又はその他の事情によって退学しようとする者は、保証人連署のうえで、退学届を出さなければならない。

第43条 退学した者が再入学を願い出たときは、学年の初めに限り、選考のうえ許可することがある。

第7章 入学検定料、学費等

第44条 本学大学院に入学試験を受けるものは、所定の入学検定料を、又入学を許可されたものは、所定の学費等を納めなければならない。

- 2 納入の金額は別に定める。ただし、既納の料金は出願を取り消してもこれを返さない。

第45条 学費等の納入金額は、別表(4)による。外国人学生、委託生、留学生の学費等は前条に準ずる。

- 2 在学中学費等その他について変更のあった場合には新たに定められた

金額を納めるものとする。

第46条 学費等は、学年の始めにおいて、指定期日以内に納入しなければならない。ただし、正規課程の授業料及び施設設備費については、学期ごとに分納することができる。

2 指定納期は、第Ⅰ期（春学期）を4月末、第Ⅱ期（秋学期）を9月末日とする。

3 年度のうち、1学期のみ在学する場合、正規課程の授業料及び施設設備費については、年額の半額を納入する。

4 第40条及び第41条により、各学期開始前に休学を願い出た場合は休学在籍料のみを納入するものとする。

5 大正大学学生外国留学規程第2条に該当する海外留学期間中の本学における学費等については、当該納期授業料を免除するが、諸費は全額を徴収する。

第47条 一度納付した学費等は、原則として、これを返還しない。

第48条 正当な理由により、やむを得ず学費等を延納するときは直ちにその旨を届け出て許可を受けなければならない。

2 学生で、必要な学費等の納入を怠り、督促を受けても納入しないときは除籍する。

第49条 停学に処せられた者の学費等は、徴収するものとする。

第50条 転学又は退学の場合は、その期までの学費等を徴収するものとする。

第8章 教員組織

第51条 本学大学院における授業及び研究指導は、本学大学院教員資格に該当する専任教員が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、本学大学院教員資格に該当する非常勤教員が、授業科目を担当することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、本学大学院教員資格に該当する特遇教授が、研究指導を担当することができる。

第52条 教員の担当基準と選任に関しては、別に定める。

第9章 運営組織

第53条 本学大学院の各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選出方法及び任期は、別に定める。

第54条 研究科委員会は、当該研究科の講義担当資格を有する専任教員をもって構成する。

2 研究科委員会は、当該研究科長が招集し、議長となる。

3 議長は、必要に応じて他の教員を臨時に出席させ、意見を聴取することができる。

4 各研究科委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

第55条 (削除)

第56条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (4) 学生の懲戒に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (6) 大学院学則の改廃及び教育研究に関する学内諸規程の制定、改廃に関する事項
- (7) 学長の諮問する事項
- (8) その他教育研究に関する事項

第57条 次に掲げる事項については、学長が決定を行うに当たって研究科委員会が意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第58条 研究科委員会は、構成員の一部をもって構成される大学院委員会を置き、第56条に掲げる事項について審議を委ねることができる。

2 大学院委員会は、第57条に掲げる事項について、研究科委員会に代わ

り意見を述べることができる。

3 研究科委員会は、大学院委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とする。

4 大学院委員会に関する事項は、別に定める。

第10章 研究指導施設

第59条 本大学に図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を蒐集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する細則は別に定める。

第11章 委託生，研究生，科目等履修生及び外国人学生

第60条 他の大学の大学院生にして、その大学の委託により、修士課程における授業科目につき、履修を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、修学を許可することがある。

第61条 本学大学院に研究生を置くことができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第62条 本学大学院に科目等履修生を置くことができる。

2 前項の科目等履修生には、大学院科目等履修生と単位互換協定書に基づく大学院科目等特別履修生を置く。

3 科目等履修生に関する規程は、それぞれ別に定める。

第62条の2 本学大学院に臨床宗教師養成課程を置くことができる。

2 臨床宗教師養成課程に関する規程は、別に定める。

第63条 第34条又は第35条に規定する入学資格を持つ外国人学生で、当該外国公館の証明書のある者は、欠員がある場合に限り、選考のうえこれを許可する。

第64条 委託生が履修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を交付する。

第65条 委託生、研究生及び外国人留学生には、本章の規定のほか本学則を準用する。ただし、委託生、研究生には第23条及び第24条の適用はしない。

第12章 学年，学期，休日

第66条 本学大学院の学年，学期，休日に関する事項は大正大学学則を準

用する。

第13章 厚生・保健施設等

第67条 大学院学生は、大学の寄宿舍、保健及び厚生施設を利用することができる。

第68条 体育の向上に資する目的をもって、すべての運動施設を大学院学生にも使用させる。

第14章 賞罰

第69条 本学大学院の賞罰については大正大学学則を準用する。

第15章 改廃

第70条 この学則の改廃は、大学院委員会の議を経て、理事会が行う。ただし、第4条及び別表(4)の改廃については、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和31年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、第24条の規定による博士の学位の授与があった日から適用する。

附 則

1 本学則は、昭和50年9月27日に改正し、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和51年度以前の入学生の履修方法については改正学則第5条、第6条、第11条、第12条にかかわらず従前の例による。

附 則

1 本学則は、昭和52年10月3日に改正し、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和53年度以前の入学生の履修方法については改正学則第3条、第4条、別表などにかかわらず従前の例による。

附 則

- 1 本学則は，昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月31日現在在学する者にかかる学費等の額は従前の例による。

附 則

本学則は，昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条の規定にかかわらず、文学研究科仏教学専攻、社会福祉学専攻、臨床心理学専攻、人間科学専攻、福祉・臨床心理学専攻は学生が在学する間存続するものとする。
- 3 改正後の第23条及び第24条の規定にかかわらず、授与する学位は従前とおりとする。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生の履修方法、修了要件については改正学則第8条、第14条、別表(1)・(2)などにかかわらず従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生の修了要件、学位請求論文提出の時期および最終試験については改正学則第8条、第9条にかかわらず従前の

例による。

- 3 別表(4)註4の適用期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 別表(4)註4の適用期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 ただし、第4条の規定にかかわらず、文学研究科比較文化専攻は、学生が在学する間存続するものとする。

附 則

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 ただし、令和4年3月31日現在前期課程に在学する者にかかる学費等の額は従前の例による。

附 則

本学則は，令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表(1)及び(2)の改正については，令和2年度入学生から適用する。